

大垣市民病院研修管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2の規定に基づき、大垣市民病院（以下「病院」という。）の臨床研修を総括管理し、適正且つ円滑に行うため大垣市民病院研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会の業務として以下の事項を審議する。

- (1) 臨床研修プログラム（以下「プログラム」という。）の作成方針に関する事項。
- (2) プログラムの作成・変更に関する事項。
- (3) プログラムの運用に関する事項。
- (4) 臨床研修医（以下「研修医」という。）の全体的な管理（研修医の募集、他施設への出向、研修継続の可否、処遇、健康管理）に関する事項。
- (5) 研修医の研修状況の評価（研修目標の達成状況の中間評価、臨床研修修了時及び中断時の評価）に関する事項。
- (6) プログラムの全体評価及び指導医の評価に関する事項。
- (7) 大垣市民病院研修部会、研修センターに関する事項。
- (8) 臨床研修病院としてのあり方、評価、改善に関する事項。
- (9) 研修理念、基本方針の見直しに関する事項。
- (10) その他委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる委員で構成するものとし、院長が任命する。

(1) 院内委員

- ア 院長（管理者）
- イ プログラム責任者（医科）
- ウ プログラム責任者（歯科）
- エ 副院長（診療部統括）
- オ 外科系所属長
- カ 内科系所属長
- キ 救命救急センター長
- ク 麻酔科所属長
- ケ 産婦人科所属長
- コ 小児科系所属長
- サ 精神科系所属長
- シ 研修医代表者（各年次1名）
- ス 事務局長（事務部門の責任者）

- セ 薬剤部長
- ソ 看護部長
- タ 診療検査科長（検査）
- チ 診療検査科長（画像）
- ツ その他院長が必要と認めるもの

（2）院外委員

- ア 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- イ 研修協力施設の研修実施責任者
- ウ 知識経験を有する者
- エ その他院長が必要とみとめるもの

2. 委員会の下部組織として大垣市民病院研修部会、研修センターを配し、それぞれ総括する。詳細は別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから院長が任命する。

2 委員長は、臨床研修管理の総括責任者であり、会議の議長となって会議を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき招集する。

2 会議は年3回以上開催する。

3 会議は、委員長又は副委員長の出席及び過半数の委員の出席（委任状を含む）がなければ、これを開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、または、書類の提出を求めることができる。

（回議）

第7条 委員長は、委員会の審議を要する事項で緊急を要するために会議を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合は、委員に回議して事項の決定をすることができる。

（報告）

第8条 委員長は、会議の結果を院長に報告し、また、必要に応じ、所属長会議、院内連絡協議会に報告しなければならない。

2 会議の記録（以下「会議録」という。）は記録係が作成し、院長の決裁を得て保

管する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。